

農地及び農業用施設市単小災害復旧事業 補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、農地及び農業用施設において、国の災害復旧事業の対象とならない災害の早期復旧を図るため、災害復旧工事を行う事業主体に対し、予算の範囲内において、農地及び農業用施設補助金（以下「補助金」という）を交付するもの。

（事業主体）

第2条 本事業の事業主体は、次のとおりとする。

- （1）耕作者または農地所有者
- （2）農業用施設管理者

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる災害復旧工事は、次のとおりとする。

- （1）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第5項による災害原因によって発生した災害。
- （2）補助対象事業費が10万円以上40万円未満のもの。
ただし、激甚災害の指定等を受けた場合、補助対象事業費の上限を100万円未満とする。
- （3）補助対象事業費が40万円を超えるもので国の査定で災害復旧事業の対象とならないもの。
- （4）緊急を要するもの。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、災害復旧に直接必要な経費とし、市長が認めるもの。

2、補助率は、日田市補助金等交付規則（平成9年8月1日規則第36号）第4条によるものとする。ただし、受益戸数が1戸の農業用施設は農地の補助率を適用する。

- （1）農地とは、耕作の目的に供される土地をいい、現に耕作している

土地、又は耕作しようとするればいつでも耕作し得る状態の土地である。

- (2) 農業用施設とは、農地の利用に必要な公共的施設（受益戸数が2戸以上の施設）で、ため池、頭首工、水路、道路、橋梁である。

(補助金の交付等)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、日田市補助金等交付規則（平成9年8月1日規則第36号）に定めるもののほか、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 誓約書（農業用施設の場合）

(3) 工事請負契約書、または領収書（支払ったことを証明できるもの）の写し

(4) 写真

ただし、市長が必要と認めた場合は、日田市補助金交付規則第25条の規定に基づき、同規則第5条の規定による申請、及び規則第15条に定める実績報告は、「補助金等の交付の申請書ならびに実績報告書（様式第1号）」によるものとし、規則第8条の規定による交付決定、及び規則第16条に定める交付額の確定は、「補助金等の交付決定並びに額の確定通知書（様式第2号）」によるものとする。

また、規則第12条「事業着工届」、規則第15条「事業完了届」については省略できるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月26日から施行する。
- 2 平成24年7月に発生した日田市豪雨災害に伴う災害復旧事業（以下「豪雨災害復旧事業」という。）については、市長が特に必要と認める場合として、第4条の補助金の補助率を、農地7割以内、農業用施設8.5割以内とする。この場合において、この要綱の施行の際、既に補助金の額の確定を行い、交付している豪雨災害復旧事業（平成24年度に限る。）については、前段の補助金率に基づき算出した補助金から第4条の補助率に基づき算出した補助金を減じて得た補助金を追加交付するものとする。

- 3 平成29年7月5日に発生した日田市豪雨災害に伴う災害復旧事業（以下「平成29年豪雨災害復旧事業」という。）については、市長が特に必要と認める場合として、第4条の補助金の補助率を、農地7割以内、農業用施設8.5割以内とする。この場合において、この要綱の施行の際、既に補助金の額の確定を行い、交付している「平成29年豪雨災害復旧事業」（平成29年度に限る。）については、前段の補助金率に基づき算出した補助金から第4条の補助率に基づき算出した補助金を減じて得た補助金を追加交付するものとする。
- 4 「平成29年豪雨災害旧事業」に限り、第3条第1号中「40万円」とあるのは「200万円」とする。
- 5 令和2年7月に発生した日田市豪雨災害に伴う災害復旧事業（以下「令和2年豪雨災害復旧事業」という。）については、市長が特に必要と認める場合として、第4条の補助金の補助率を、農地7割以内、農業用施設8.5割以内とする。この場合において、この要綱の施行の際、既に補助金の額の確定を行い、交付している「令和2年豪雨災害復旧事業」（令和2年度に限る。）については、前段の補助金率に基づき算出した補助金から第4条の補助率に基づき算出した補助金を減じて得た補助金を追加交付するものとする。
- 6 「令和2年豪雨災害旧事業」に限り、第3条第1号中「40万円」とあるのは「200万円」とする。
- 7 令和5年6月から7月に発生した日田市豪雨災害に伴う災害復旧事業（以下「令和5年豪雨災害復旧事業」という。）については、市長が特に必要と認める場合として、第4条の補助金の補助率を、農地7割以内、農業用施設8.5割以内とする。この場合において、この要綱の施行の際、既に補助金の額の確定を行い、交付している「令和5年豪雨災害復旧事業」（令和5年度に限る。）については、前段の補助金率に基づき算出した補助金から第4条の補助率に基づき算出した補助金を減じて得た補助金を追加交付するものとする。
- 8 「令和5年豪雨災害復旧事業」に限り、第3条第1号中「40万円」とあるのは「200万円」とする。
- 9 令和6年4月1日以降に発生した農地及び農業用施設市単小災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）については、第4条の補助金の補助率を、農地8割以内、農業用施設9割以内とする。

（附則）この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

（附則）この要綱は、平成25年2月1日から施行し、平成24年7月3日から適用する。

（附則）この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（附則）この要綱は、平成29年7月11日から施行し、平成29年7月5日から適用する。

（附則）この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年7月6日から適用する。

（附則）この要綱は、令和5年7月19日から施行し、令和5年6月30日から適用する。

（附則）この要綱は、令和6年7月 2日から施行し、令和6年4月 1日から適用する。